

## 解題 イメージ

～第1章によせて～

### 明治初期の学校設立と軀絵学校・増上寺

このページは、解題（解題）のイメージです。書体を含めデザイン要素は未定です。文章の内容も、すべてダミーです。

港 区地域の公立小学校設立の状況を見ると、文部省直轄学校にも軀絵学校、育幼社・開蒙社という区学校から発足した桜川・御田学校、習学所の生徒を受け入れて新設された赤坂学校、新設と同時に周辺の私立学校を吸収していった麻布・飯倉学校などさまざまな形態を示している。

これらの公立小学校は、増改築を重ねて大きくなっていったが、設立や増改築に対する資金のほとんどが地元有志の寄附によるものであったため、資金を整える苦労がなみなみでなかったことが、それぞれの学校沿革誌に記されている。

また、増上寺の塔頭（たちゅう）広度院の区学校は私立共栄学校、三田・芝・飯倉の幼童学所は、私立の聖坂・竹芝・培根学校となり、公立小学校に代用される私立小学校へと発展していった。東京府から私学への資金援助がなかった実情から、地元の住民の援護があったことと推察され、港区地域の住民の教育

に対する熱意が大きかったことを示している。

学制による各中学区には、教育行政機関として「学区取締」が置かれた。就学の督促、小学校の設立維持、学費の調達等、第一線の学事を担当するなど、その権限と責任は極めて大きかった。

小学校設立のときの教員組織は、訓導1名、授業生2、3名であり、訓導が「主宰の者」として位置づけられていた（当時校長という職名は使われなかった）。

学監モルレーは、「教員ハ唯学校ノ教授ニ従事スルヲ以テ其職務」とし、学校所有物や学校保護等の責任がないと言っていることでも、学区取締の責務が重大であったことがわかる。

港区地域の私立小学校は、校主の老齢、公立小学校への吸収（飯倉学校設立に際しての私立田辺小学校吸収等）などによる廃校や、公立小学校に吸収しきれない児童を収容するための私立小学校の新設（青山地域の私立遷橋（せんきょう）小学校等）などで、私立小学校の数の変化はあまりなく、多くの児童を教育していた。

（写真は2020年3月撮影）



開拓使仮学校跡

明治8年の学校地所無代価下渡しにおける軀絵・桜川・赤坂学校の戸長と学区取締の連署である。



日本近代初等教育発祥の地

港区地域の私・家塾で、私立小学校の外に小学校卒業後に進む、私立の中学校ともいべき私塾が存在していた。



源流院跡地

芝増上寺周辺の愛宕・飯倉地区、赤坂一ツ木にかけての分布から、港区地域の住宅密集地帯がここにあったとであろう。

概説 明治前期の教育

第1項 新政府と区制・区民生活

1 江戸から東京への行政施策

江戸朱引線と東京府

東京府が設けられたのは慶応4年(1968)7月のことだったが、

当時は旧江戸町奉行所管轄の朱引線の内側にあたる「朱引内」のみであり、それも町地だけだった(図1)。明治2年(1968)11月になると武家地や寺社地も管轄下に入り、明治4年(1871)11月13日の廃藩置県で東京府の周辺(朱引外と称した)に置かれた小菅・品川の各県が廃され、東京府に編入となった。明治4年から5年にかけて、小菅県ほか3県から編入された地域は、品川口、新宿口、千住口と別称され、各大区に所属させられたが、同一の区画で統合することに困難が伴ったこともあり、明治6年3月には、全府が市街地と郷村地に分けられた。市街地は6大区70小区とし、郷村地は新たに第7大区から第11大区の5大区33小区が設けられた。(注釈1) 明治11年7月の「郡区町村編制法」の施行まで続いた。

注釈例



図1 東京府の「朱引線」(『江戸切り絵総図割』より作図)

行政区画と学区制度

港区地域における行政区画も、頻繁に改正されている。

日の太政官布達によると表14のとおりであった(『東京市史稿』市街篇 第五十)。

表14 江戸時代末期の市街地(朱引内)と郷村地(朱引外)の区画

東ハ本所屬橋川筋ヲ限り西ハ麻布赤坂四ツ谷市ヶ谷牛込ヲ限り南ハ品川泉境ヨリ高輪町裏通り白金台町二丁目麻布本村町通り青山ヲ限り北ハ小石川伝通院池ノ端上野浅草寺後ヨリ橋場町ヲ限り(略)

太政官布達(明治2年2月19日)『東京市史稿』市街篇 第五十より

において速成し、私立小学の教師として育成していく方針であった。

政府は、明治6年の「学制」に先立ち、東京府に「其府ニ於テ小学教育之道施行可候事」と達し、東京府はこれを受けて明治3年に6小学校を開校した。東京府は、江戸時代から寺子屋・私塾が発達しており、庶民の教育機関としての役割を果たしていた。文部省は、寺子屋・私塾を一旦廃止し、改めて開業届を提出させる措置をとった。(注釈2)

「学制」では、毎年督学局へ届け出るように定めて文部省の監督するところとした。しかし、「学制」による寺子屋・私塾の措置は地方によりまちまちであり、埼玉・栃木県は家塾を全廃して別に公立小学校を設立し、茨城・神奈川県は家塾を基礎に公立小学校をおこしている。これにより芝・麻布・赤坂の3区が誕生し、第7大区1小区にあった白金村・

このページは、本文と注釈のイメージです。書体を含めデザイン要素は未定です。文章の内容も、すべてタミーです。

(以下、内容省略)

政区画は「大区小区制」を廃止し、新たに15区6郡に改編された。

これにより芝・麻布・赤坂の3区が誕生し、第7大区1小区にあった白金村・今里村・三田村は荏原郡に編入された。そして、翌12年の「教育令」によって、いままでの各中学区は、全く消滅し、芝・麻布・赤坂の各区ごとに全域が学区になることになった。

港区地域の小学校設立状態は、明治6年の軀絵・桜川・御田・赤坂の4校の公立小学校に対して、私立小学校は68校も設けられ翌年には96校になった。その後公立小学校は、南海・麻布・青山・白金・桜田・南山・桜田女子・飯倉・芝小も設立されたが、青山分校となり青山小に合併された」と順次増設され、明治12年には13校となったが、私立小学校も新設廃止を伴いながらも98校とその数はあまり変わっていないかった。

## 注釈

- 1 明治6年3月時点では6大区75小区であり、6大区70小区になったのは明治7年1月25日であった（『東京都教育史 通史編1』）。
- 2 既設学校の廃止を命じた太政官布達第13号は、「学制」が公布された翌日の8月3日に出されている。
- 3 現在の学界では、「学制布告書」の呼び方が一般化している。
- 4 東京府が設けた小学教員向けの講習所は、資料により「小学教員講習所」「小学講習所」「教員講習所」「小学教則講習所」「教則講習所」など、さまざまな呼ばれ方がなされている。
- 5 各大区ごとに3校以上設立とされた。
- 6 現在の学界では、「学制布告書」という呼び方が一般化している。
- 7 「元田永孚関係文書（国立国会図書館形成資料室蔵）では、該当箇所は「教学ノ要、仁義忠孝ヲ明ラカシメ、智識才芸ヲ究メ、以テ人道ヲ尽ス」となっている（『日本近代思想大系 教育の体系』）。
- 8 『東京都教育史 通史編1』では、東京市中における有志の結社については、単に「学舎」と呼称している。「区学校」という呼称は用いていない。また、「郷学校」については、郡部における組合村有志によって設立維持されたものを呼称している。
- 9 明治2年12月18日のことである。
- 10 正しくは、文部省設置は明治4年7月であり、文部省直轄となったのは明治4年9月のことである。
- 11 既設学校の廃止を命じた布達第3号は「学制」が公布された翌日の8月3日に出されている。
- 12 『東京都教育史 通史編1』によれば、東京府が設けた小学教員向けの講習所には原資料によって「小学教員講習所」「小学講習所」「教員講習所」「小学教則講習所」「教則講習所」など様々な呼ばれ方がなされている。